

令和2年
4月1日から

公民館・青少年会館の 「使用料、使用できる基準」が変わります

※利用の受付は3月1日からになります。

使用料が変わる！

現在の午前・午後・夜間の区分での貸出しから、1時間単位での貸出しに変わります。
貸出し時間には、準備と片付けの時間も含まれます。
1、2時間の短い時間でも、5時間以上の長い時間でも使用しやすくなります。

例）岸和田市立公民館・中央地区公民館の料金表（一部抜粋）

部 屋 名	1時間あたりの 料金（単位：円）	旧 料 金（単位：円）		
		9～12時	13～17時	18～21時
多目的ホール	500	1,500	1,500	2,100
多目的室	200	1,000	1,000	1,300
講座室1	200	800	800	1,000

減免制度はあるの？

- ①岸和田市または教育委員会に、共催名義の使用を承認された団体
 - ②町会（自治会）やそれらを構成する団体及び連合体
 - ③公の団体及びそれに準じる団体
 - ④利用目的及び活動内容に公益性が認められ、公民館の設置目的に資する団体
- 上記①～④が市民対象に行う活動などが該当します。
詳しくは生涯学習課にお問い合わせください。

他に変わるところは？

一部の地区館で自動販売機を設置します。
また、館内の飲食についても一定緩和します。
館によって異なりますので、詳しくは各地区公民館にお問い合わせください。



使える基準が変わる！

- 公民館・青少年会館の利用は、
- ・個人での利用ではない（5人未満の団体）
 - ・医療行為を行わない団体
 - ・営利のみを目的としない団体
 - ・特定の政党の利害に関しない団体
 - ・特定の宗教を支援しない団体

上記の団体であれば貸館可になります。
申し込みは使用の2日前まで受付可となります。
（開館日の9時～17時まで受付。月曜日・祝日は休館日。）

- 今まで利用できなかった、不特定多数の方を対象とした講演会なども利用できるようになります。
- 市外団体も営利企業も基本使用料の3倍で利用できるようになります。
- 地域の団体などには、市民向けの事業を行う場合など利用内容によって減免制度もあります。



岸和田市内に19館

公民館活動の様子



施設名	所在地
① 市立公民館・中央地区公民館	堺町1番1号
② 光陽地区公民館	並松町15番10号
③ 大宮地区公民館（男女共同参画センター併設）	加守町4丁目6番18号
④ 春木地区公民館・春木青少年会館	春木宮川町5番16号
⑤ 大芝地区公民館	磯上町1丁目14番41号
⑥ 市立公民館分館（春木市民センター）	春木若松町21番1号
⑦ 城北地区公民館	吉井町1丁目21番1号
⑧ 新条地区公民館	荒木町2丁目22番8号
⑨ 箕土路青少年会館	箕土路町2丁目6番15号
⑩ 八木地区公民館（八木市民センター）	池尻町339番地の2
⑪ 山直地区公民館（山直市民センター）	三田町715番地の1
⑫ 久米田青少年会館	岡山町450番地の1
⑬ 光明地区公民館	尾生町1231番地の3
⑭ 山滝地区公民館	稲葉町134番地の15
⑮ 葛城上地区公民館	塔原町615番地の1
⑯ 葛城地区公民館	土生滝町689番地の1
⑰ 天神山地区公民館	天神山町2丁目9番1号
⑱ 旭地区公民館（東岸和田市民センター）	土生町4丁目3番1号
⑲ 常盤地区公民館（桜台市民センター）	下松町4丁目17番1号

公民館・青少年会館の使用料や利用のことなど
詳しくは生涯学習課までお問い合わせください。
（☎072-423-9615）※月曜日・祝日は休館日